

## 年金提携サービス特典利用規約

### 第1条 目的

1.本利用規約は、株式会社JTBベネフィット、株式会社JTB九州、株式会社JTBビジネスサポート九州の3社(以下:JTBグループという)が株式会社熊本銀行との間の提携に基づき、年金提携サービス(以下:「特典」という)を提供するにあたって、特典利用者に遵守していただく事項を定めるものです。

### 第2条 特典利用者の範囲

- 1.熊本銀行で公的年金(国民・厚生・共済年金)の受取りをご指定いただいている方及び二親等以内の親族とします。
- 2.企業年金基金、国民年金基金、厚生年金基金等は対象外とさせていただきます。

### 第3条 特典の内容

2.各特典の内容については各特典に関するホームページ等その他JTBグループの定めるところによるものとします。

### 第4条 年金サービスカード

- 1.熊本銀行の作成する年金サービスカード(以下「サービスカード」という)には、JTBグループのサービス提供を保証するえらべる倶楽部レジャーマークを印字します。特典利用者は、特典を利用するに当たり、サービスカードの提示を求められることがあります。
- 2.JTBグループは携帯電話にもえらべる倶楽部レジャーマーク等を表示する機能を提供します。携帯電話での表示機能の利用は2台まで可能であり、熊本銀行で公的年金(国民・厚生・共済年金)の受取りをご指定いただいている方およびその二親等以内の親族が使用できるものとし、それ以外の第三者は使用できないものとします。

### 第5条 特典の利用

- 1.特典利用者は、特典を利用するに当たり、本規約を遵守するものとします。
- 2.JTBグループ各社が特典を提供するに当たり各提携先と商品・サービスの提供に関する契約を別途締結する場合は、特典利用者は当該提携先の所定の規約・条件・契約等に従うものとします。
- 3.前項における提携先と特典利用者間のトラブル、紛争については、JTBグループ各社は一切の責任を負いません。
- 4.各特典を利用した商品・サービスの購入、旅行、宿泊等にあたっては、JTBグループ各社(特典についてJTBグループ各社の提携先がある場合には提携先を含む)の規約・条件・契約等に従って、別途費用がかかる場合があります。

### 第6条 特典利用者情報の取扱い

- 1.JTBグループ各社並びに特典について、JTBグループ各社の提携先が特典利用者と別途旅行契約等の契約

を締結した場合の個人情報の取扱いは、旅行契約等の契約書・条件書等の定めによります。

2.JTBグループ各社は特典の提供を通じて知りえた特典利用者の情報を、特典を提供する目的以外に使用しないものとします。

#### 第7条 譲渡・質入等の禁止

1.特典利用者は、特典を利用する権利の、譲渡、質入れ、または第三者への貸与はできません。

#### 第8条 営利目的での特典利用の禁止

1.特典利用者は、特典を営業活動又はその他営利目的のために、利用する事はできません。

#### 第9条 規約・特典の変更

1.JTBグループ各社は、特典の内容、利用の条件、本規約を特典利用者への個別の通知を行うことなく随時変更する事ができるものとし、特典利用者はこれを承諾するものとします。

2.前項の変更内容については、熊本銀行またはJTBグループ各社のホームページ等で通知致します。

#### 第10条 特典の利用期間

1.特典利用者が年金提携サービス特典を利用できる期間は、熊本銀行で公的年金(国民・厚生・共済年金)の受取りをご指定いただいている期間とします。

#### 第11条 特典利用者の遵守事項

1.特典利用者は以下の事項を遵守するものとします。

(1) サービスカードおよび携帯電話での「えらべる倶楽部レジャー」マークの表示機能を以下に定める利用者以外の者に利用させないこと。

特典の利用者の範囲は、熊本銀行で公的年金(国民・厚生・共済年金)の受取りをご指定いただいている方およびその二親等以内の親族とします。ただし、5条2項のJTBグループ各社の提携先において特別に定めがあるときは、その定めに従うものとします。

(2) 5条2項のJTBグループ各社の提携先に定められた申込み方法、利用料金の支払方法、キャンセル料金等の諸規定、ならびに当該提携先が定めた規定等を遵守すること。

(3) 特典利用資格を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。

(4) 特典を営業行為等、他の目的に利用しないこと。

(5) 特典で得たメニューの利用権等を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。

(6) 秩序を乱す行為や他の特典利用者へ迷惑をかける行為を行わないこと。

(7) JTBグループ各社およびその提携先の名譽を不当に毀損しないこと。

#### 第12条 特典利用者の特典を受ける権利の喪失

1.特典利用者は、次のいずれかの事由に該当する場合、特典を受ける権利を喪失する。

- (1) 熊本銀行とJTBグループの間の提携が解消されたとき。
- (2) 熊本銀行で公的年金(国民・厚生・共済年金)の受取りのご指定が終了されたとき。
- (3) 第11条に定める事項に抵触したとき。

#### 第13条 免責事項

1.止むを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因とする特典の提供の遅延や、提供が不能になった場合、それにより生じた損害については、JTBグループ各社は責任を負いません。

#### 第14条 準拠法・合意管轄

- 1.本規約の準拠法は日本法とします。
- 2.本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

平成27年7月21日